

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	38	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	36-1	許認可等の内容	貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (貯蔵施設等の設置の許可) 第36条 次の各号の一に該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 一 第十六条第一項の経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設(以下この章において「貯蔵施設」という。)を設置しようとする者 二 特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者 2 前項の許可の申請は、貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の意見書を添えて行わなければならない。 [参考条文1] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (許可の基準) 第37条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。 [参考条文2] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第51条(貯蔵施設等の許可申請) 第52条(貯蔵施設の技術上の基準) 第53条(特定供給設備の技術上の基準) 第54条(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準)						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定